

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、常勤の一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="169 1191 770 2051"> <thead> <tr> <th data-bbox="169 1191 547 1240">[略]</th> <th data-bbox="547 1191 770 1240">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="169 1240 547 1675">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</td> <td data-bbox="547 1240 770 1675">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1675 547 1912">3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、医師支援推進監、<u>競馬改革推進監及び県産米戦略監</u>の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="547 1675 770 1912">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1912 547 2051">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="547 1912 770 2051">総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]	3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、医師支援推進監、 <u>競馬改革推進監及び県産米戦略監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、常勤の一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="857 1191 1458 2051"> <thead> <tr> <th data-bbox="857 1191 1235 1240">[略]</th> <th data-bbox="1235 1191 1458 1240">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="857 1240 1235 1675">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、<u>首席少子化対策監</u>、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</td> <td data-bbox="1235 1240 1458 1675">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="857 1675 1235 1912">3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、<u>地方路線対策監</u>、<u>医療企画監</u>、医師支援推進監及<u>び競馬改革推進監</u>の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1235 1675 1458 1912">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="857 1912 1235 2051">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="1235 1912 1458 2051">総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、 <u>首席少子化対策監</u> 、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]	3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、 <u>地方路線対策監</u> 、 <u>医療企画監</u> 、医師支援推進監及 <u>び競馬改革推進監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域
[略]	[略]																
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]																
3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、医師支援推進監、 <u>競馬改革推進監及び県産米戦略監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域																
[略]	[略]																
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、 <u>首席少子化対策監</u> 、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]																
3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、 <u>地方路線対策監</u> 、 <u>医療企画監</u> 、医師支援推進監及 <u>び競馬改革推進監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]																
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域																

	企画監、医師支援 推進監、競馬改革 推進監又は県産米 戦略監
[略]	

	企画監、地方路線 対策監、医療企画 監、医師支援推進 監又は競馬改革推 進監
[略]	

(高齢者部分休業の承認)

第8条の9 職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）第2条第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則（令和5年岩手県人事委員会規則第18号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業承認申請書を所属長を経由して給与人事担当課長に提出しなければならない。

2 高齢者部分休業をしている職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例第3条の規定に基づく高齢者部分休業の休業時間の延長の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則第3条第1項に規定する高齢者部分休業に係る休業時間の延長承認申出書を所属長を経由して給与人事担当課長に提出しなければならない。

(妊産婦の時間外労働等)

第8条の10 [略]

様式第8号の4（第8条の10関係）

[略]

(妊産婦の時間外労働等)

第8条の9 [略]

様式第8号の4（第8条の9関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。